

第四号様式

【表紙】

【提出書類】

意見表明報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【報告者の名称】

【報告者の所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(1)

名称

(所在地)

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

3 【買付け等の概要】(2)

公開買付けの目的	
買付け等の期間	年 月 日から 年 月 日まで(営業日)
買付け等の価格	
買付予定数の上限	(株)
買付予定数の下限	(株)

4 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等】

(1) 【意見の内容】(3)

(2) 【意見の根拠及び理由】(4)

(3) 【公開買付けの公正性を担保するための措置】(5)

(4) 【公開買付け後の組織再編等の方針】(6)

(5) 【上場廃止等となる見込み及びその事由】(7)

(6) 【公開買付けに係る重要な合意】(8)

(7) 【その他公開買付けに関する重要な事項】(9)

5 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】(10)

6 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】(11)

7 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】(12)

8 【公開買付者に対する質問】(13)

9 【公開買付期間の延長請求】(14)

(記載上の注意)

(1) 縦覧に供する場所

第33条第2項及び第3項の規定による縦覧について記載すること。

(2) 買付け等の概要

第二号様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。

(3) 意見の内容

公開買付けに関する意見について、例えば「公開買付けに応募することを推奨する。」、「公開買付けに反対する。」、「公開買付けに対し中立の立場をとる。」、「意見の表明を留保する。」等わかりやすく記載すること。

(4) 意見の根拠及び理由

- a 公開買付けに関する意見に係る意思決定に至った過程を具体的に記載すること。
- b 公開買付けに関する意見を留保する場合には、その時点において意見が表明できない理由及び今後表明する予定の有無等を具体的に記載すること。
- c 買付け等の価格の合理性について判断した場合には、その内容及び根拠を具体的に記載すること。(5)のcに規定する算定書等を取得した場合には、当該算定書等の内容を踏まえて当該根拠を記載すること。
- d 公開買付けについて法第27条の13第4項第2号に掲げる条件が付されている場合であって、当該公開買付けに反対する意見を表明しないときには、公開買付け後に公開買付者以外の対象者の株主等との間で生じ得る利益相反により当該株主等の利益を害しないことを確保するための措置の内容について具体的に記載すること。当該措置を実施しない場合にはその理由について記載すること。

(5) 公開買付けの公正性を担保するための措置

- a 公開買付者又は対象者が公開買付けの公正性を担保するための措置を実施した場合には、その内容を具体的に記載し、当該措置を実施しなかった場合には、その理由を記載すること。ただし、届出日において公開買付者が実施した措置の有無及び内容が分からない場合には、その旨を記載すること。
- b 公開買付者が実施した措置等については、第二号様式記載上の注意(11)のb及びdに準じて記載すること。
- c 対象者又はdに規定する特別委員会が買付け等の価格の合理性の判断に当たり参考とするために第三者((5)において「算定機関」という。)から対象者の株券等の価値に関する評価書、意見書その他これらに類するもの((5)において「算定書等」という。)を取得した場合には、次に掲げる事項を記載すること。

(a) 算定機関の氏名又は名称

(b) 算定機関の公開買付者及び対象者からの独立性に関する事項(例えば、重要な利害関係の有無及び当該利害関係がある場合における当該算定機関から算定書等を取得した理由)

(c) 算定機関の報酬体系(公開買付けの成立等を条件として報酬の全部又は一部が支払われる場合には、当該報酬体系を採用した理由)

(d) 算定書等の内容(例えば、具体的な算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法の算定結果の数値又は範囲及び各算定方法の重要な前提条件)

d 対象者が公開買付けに関する意見を検討し、又は公開買付者との間で公開買付け若しくは公開買付関連取引に関する協議・交渉を行うために任意に委員会(以下「特別委員会」という。)を設置した場合には、次に掲げる事項を記載すること。

(a) 委員の氏名(対象者の社外取締役(社外役員(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。(a)において同じ。))に該当する会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。)又は社外監査役(社外

役員に該当する同条第16号に規定する社外監査役をいう。)である者についてはその旨、それ以外の者については当該者の職業(事務所又は勤務先を含む。)及び当該者を特別委員会の委員とした理由を含む。)

(b) 委員の公開買付者及び対象者からの独立性に関する事項(例えば、重要な利害関係の有無及び当該利害関係がある場合における当該者を特別委員会の委員とした理由)

(c) 委員の報酬体系(公開買付けの成立等を条件として報酬の全部又は一部が支払われる場合には、当該報酬体系を採用した理由)

(d) 特別委員会に諮問又は委嘱した事項(特別委員会に付与した権限を含む。)

(e) 特別委員会の開催状況及び特別委員会が検討した事項

(f) 特別委員会の意見の内容(委員が異議をとどめた場合には当該委員の氏名及び当該異議の内容)

e 公開買付けについて利害関係を有する対象者の取締役又は監査役を、公開買付けに関する審議又は決定を行う対象者の取締役会における審議又は議決に加わらせないこととした場合には、その旨、当該取締役又は監査役の氏名及び当該利害関係の内容を記載すること。また、公開買付けについて利害関係を有する取締役又は監査役を、当該審議又は議決に加わらせた場合には、その理由、当該取締役又は監査役の氏名及び当該利害関係の内容を記載すること。

f 公開買付者以外の者による対抗提案(公開買付者による公開買付けその他これに準じる対象者の株券等の取得に係る提案をいう。)を行おうとする者との接触を制限する旨の合意を公開買付者との間でしている場合には、その旨、当該合意の内容及び当該合意が公開買付けの公正性に与える影響を記載すること。

g MBO(対象者の役員又は当該役員の依頼に基づき当該役員と利益を共通にする者により行われる買収をいう。(5)において同じ。)を行う対象者の役員又はMBOにおいて公開買付者と利益を共通にする取締役が対象者における公開買付けに関する意見に係る審議又は決定に関与していたこと、その他公開買付けの公正性に悪影響を及ぼすおそれがある事情がある場合には、その内容を具体的に記載すること。

(6) 公開買付け後の組織再編等の方針

第二号様式記載上の注意(12)に準じて記載すること。

(7) 上場廃止等となる見込み及びその事由

第二号様式記載上の注意(13)に準じて記載すること。

(8) 公開買付けに係る重要な合意

第二号様式記載上の注意(14)に準じて記載すること。

(9) その他公開買付けに関する重要な事項

第二号様式記載上の注意(15)及び(45)に準じて記載すること。

(10) 役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権

役員が所有する当該公開買付けに係る株券等の数及び当該株券等に係る議決権を記載すること。

この場合の議決権には、社債等振替法第147条第1項若しくは第148条第1項(これらの規定を社債等振替法第228条第1項において準用する場合を含む。)、社債等振替法第18

1条第1項若しくは第182条第1項(これらの規定を社債等振替法第247条の3第1項において準用する場合を含む。)、第212条第1項又は第213条第1項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする。

(11) 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

公開買付者又はその特別関係者(法第27条の5第2号に規定する申出を行った者を除く。)が対象者の役員に利益の供与を約している場合には、その内容を記載すること。

(12) 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(いわゆる買収防衛策)等を行う予定の有無及び予定がある場合にはその内容を具体的に記載すること。

(13) 公開買付者に対する質問

公開買付者に対して当該公開買付けに関する質問がある場合はその質問の内容を記載すること。ない場合には「該当事項なし」と記載すること。

(14) 公開買付期間の延長請求

法第27条の3第1項の規定による公開買付開始公告に記載された買付け等の期間を政令で定める期間に延長することを請求する場合はその旨、法第27条の10第3項の規定による延長後の買付け等の期間が30日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)となる旨、延長後の期間の末日及び延長請求する理由を具体的に記載すること。請求しない場合には「該当事項なし」と記載すること。